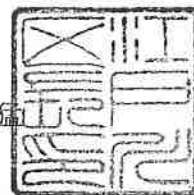


江戸川区公契約審査会
会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 齊 藤 猛



諮 問 書

社会的要請型総合評価一般競争入札における落札者決定基準の策定について、江戸川区公契約条例第 17 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件	令和 5 年 3 月公告予定の江戸川区立下鎌田地域統合小学校及び江戸川区立小岩第一中学校改築工事における落札者決定基準
別紙のとおり、江戸川区立下鎌田地域統合小学校及び江戸川区立小岩第一中学校改築工事における落札者決定基準をそれぞれ定めることについて意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公契約条例】

(落札者決定基準)

- 第十七条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、当該入札に係る申込みのうち、価格及び特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現のための条件が区にとって最も有利なものを落札者とするための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 2 区長は、落札者決定基準を定めるときは、特定公共工事の公共工事過程において、基本理念及び公共工事等についての指針が最大限に実現されるよう配慮しなければならない。
- 3 区長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。
- 4 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札を行おうとするときは、当該入札に係る落札者決定基準を公告しなければならない。

1. 落札者決定基準

7.1. 落札者の決定方法

- (1) 入札参加者は、価格及び価格以外の要素をもって入札に参加し、区は、審査会の意見を聴き、落札者となる可能性がある3者程度を落札候補者として選定します。
- (2) 落札候補者は、評価申告書の内容を証明する評価申告内容確認資料を作成し、区に提出するものとします。区は、落札候補者が提出した評価申告内容確認資料を審査し、「7.5 評価項目と評価の視点」により、社会的要請評価点（価格以外の要素を一定の基準により評価して得た評価点）を確定します。
- (3) 本案件「●●改築工事」の入札参加者は、同時期に公告される「▲▲改築工事」についても入札参加申請をすることができます。ただし、受注制限があります（「26.受注制限」参照）
複数の入札に参加した入札参加者は、落札希望順位申請書（別記様式6）を提出してください。ただし、入札ごとに落札希望順位申請書を提出する必要はありません。
※複数の入札に参加する場合は、以下の参加形態に限ります。
【単独企業の場合】
いずれの入札とも単独企業として参加すること。
【建設共同企業体の場合】
いずれの入札とも同一の構成員及び出資比率の建設共同企業体として参加すること。
- (4) 区は、「7.4 総合評価点の算定方法」により総合評価点（価格評価点と社会的要請評価点を加算して得られた評価点）を算定の上、「7.2 社会的要請評価優先方式」及び「7.3 落札者決定順」に基づき、落札者を決定します。
- (5) 総合評価点が最も高い者が2者以上ある場合には、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) 落札者となるべき者の入札価格があらかじめ設けた調査基準価格を下回った場合は、区が行う調査に協力する義務があります（江戸川区制限付一般競争入札実施基準に係る運用基準第4及び江戸川区低入札価格調査制度実施要綱）。
その調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次に総合評価点の高い者を落札者とする場合があります。
なお、契約に関しては後記 15（2）に記載の契約保証金が必要となり、これが納付できないときは失格とします。

7.2. 社会的要請評価優先方式

事業者の社会的要請に応える意欲を重視する本入札方式の趣旨に鑑み、一定水準以上の社会的要請評価点を確保する観点から、以下の方式を取り入れ落札者を決定します。

- (1) 社会的要請評価点が20点以上の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とします。
- (2) (1)の条件を満たす者がいない場合は、総合評価点が最も高い者を落札者とします。この場合、区は落札者に対して社会的要請項目に係る取組の改善に向け、通知及び対面で指導を行います。

7.3. 落札者決定順

- (1) 複数の入札において、同一の入札参加者が第1順位者となった場合は、以下のルールに基づいて、各入札の落札者を決定します。なお、同一の入札において、総合評価点が最も高い者が2人以上ある場合には、くじ引きにより第1順位者を決定します。

同時期に公告される学校改築事業2件のうち、有効な価格札を応札した数が最も少ない対象工事から落札者を決定します(ルール①)。なお、有効な価格札の応札者数が同数かつ第1順位者が同一の対象工事においては、あらかじめ提出した落札希望順位に従い、落札する対象工事及び落札者を決定します(ルール②)。

- (2) (1)により落札者を決定した結果、当該業者の受注可能件数に達した場合は、当該業者の以降の入札は「無効」となります。
- (3) (1)により落札者が決定できないなど、やむを得ない事情がある場合、区長は新たな落札者決定順について審査会に諮問し、決定します。

7.4. 総合評価点の算定方法

- (1) 評価点は、入札が無効でない者について、価格評価点と社会的要請評価点を加算して得られる数値とします(加算方式)。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{社会的要請評価点}$$

- (2) 価格評価点と社会的要請評価点の配点は、次のとおりとします。

①価格評価点：50点

②社会的要請評価点：50点

- (3) 価格評価点は、次の算式により算定します(「参考 価格評価点のイメージ図」参照)。

① 満点基準価格 < 入札価格 ≤ 予定価格の場合

$$\text{価格評価点} = (\text{予定価格} - \text{入札価格}) \times Z2 + Z1$$

$$Z1 = 50 - [(\text{予定価格} - \text{満点基準価格}) \times Z2]$$

$$Z2 = \frac{Z3}{(\text{予定価格} - Z4)}$$

$$Z3 = \left[50 \times \frac{(\text{予定価格} - Z4)}{(\text{予定価格} - Z5)} \right] + \left[50 \times \left(1 - \frac{(\text{予定価格} - Z4)}{(\text{予定価格} - Z5)} \right) \times \frac{2}{3} \right]$$

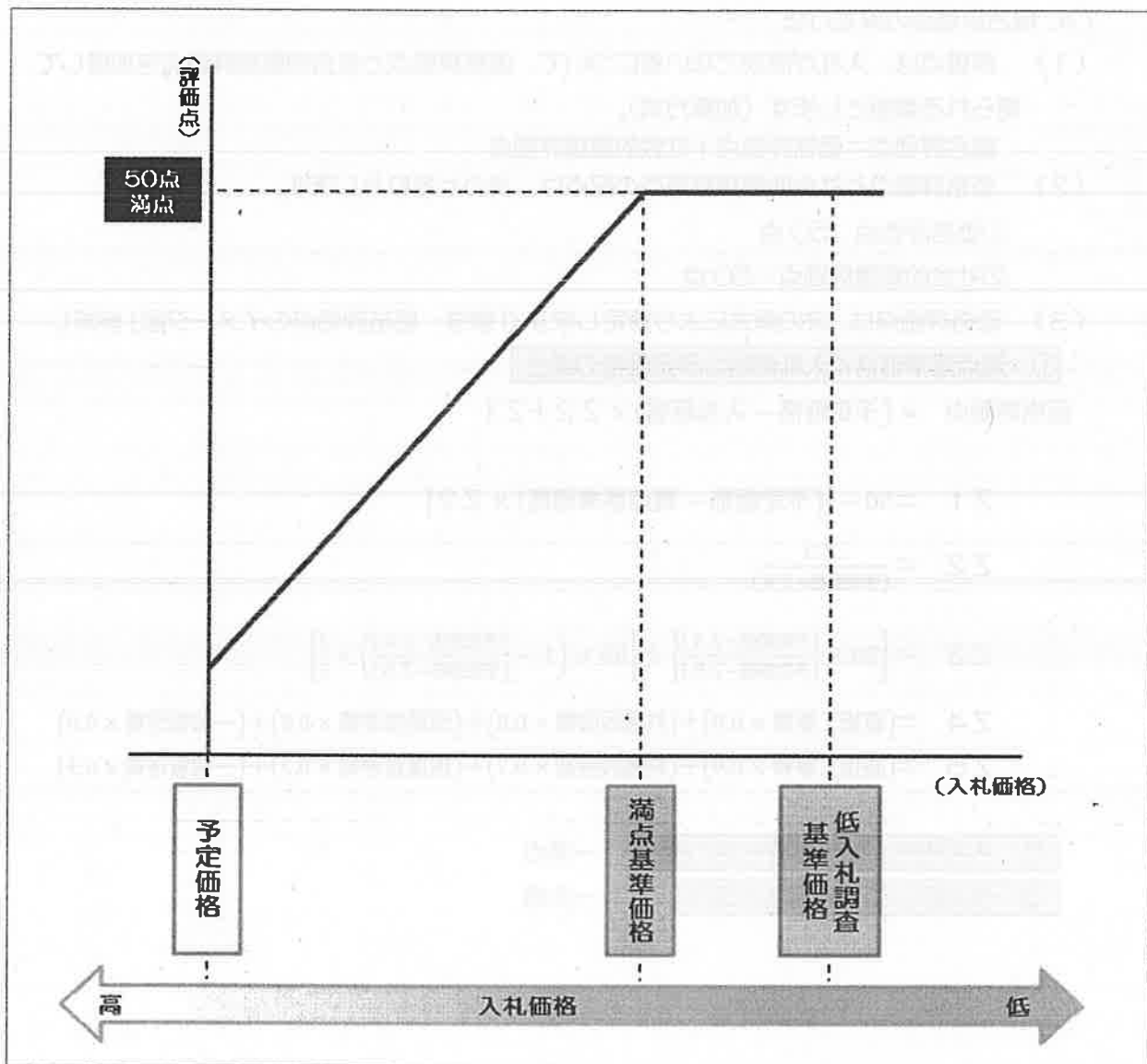
$$Z4 = (\text{直接工事費} \times 0.9) + (\text{共通仮設費} \times 0.8) + (\text{現場管理費} \times 0.8) + (\text{一般管理費} \times 0.8)$$

$$Z5 = (\text{直接工事費} \times 0.9) + (\text{共通仮設費} \times 0.7) + (\text{現場管理費} \times 0.7) + (\text{一般管理費} \times 0.3)$$

② 入札価格 ≤ 満点基準価格の場合 → 満点

③ 予定価格 < 入札価格の場合 → 失格

参考 価格評価点のイメージ図



各設定価格の算定方式（千円未満の端数は切り捨てとします）

満点基準価格の算定方式

$$= (\text{直接工事費} \times 0.955) + (\text{共通仮設費} \times 0.9) + (\text{現場管理費} \times 0.85) + (\text{一般管理費等} \times 0.6)$$

低入札調査基準価格の算定方式

$$= (\text{直接工事費} \times 0.86) + (\text{共通仮設費} \times 0.9) + (\text{現場管理費} \times 0.85) + (\text{一般管理費等} \times 0.6)$$

7.5. 評価項目と評価の視点

7.5.1 評価項目

評価項目		提案項目	配点	
合計			50	
価格以外の評価項目	1 地域社会への貢献、地域環境への配慮		19	
	評価の視点	(1) 災害・緊急時対応 ※ 当該学校に対する点検協定締結は必須とする		7
		① 当該学校に対する緊急時対応	●	3
		② 防災活動等の取組状況と協力内容		3
		③ 応急危険度判定員の登録状況		1
		(2) 教育活動・地域諸行事への協力		5.5
		① 子どもたちに対する教育への貢献	●	3
		② 各種ボランティア活動、地域活動、地域社会への貢献	●	2.5
		(3) 環境配慮		4.5
		① エコカンパニーえどがわへの登録、エコアクション21 又は ISO14001の認証取得状況		2
		② 環境配慮への取組	●	2.5
	(4) 過去の社会的要請型総合評価一般競争入札への参加実績		2	
	2 地域経済の活性化		20	
	評価の視点	(1) 区内下請業者等の活用		14
		① 今回工事の区内下請率		8
		② 過去工事の区内下請率		4
		③ 下請業者等に対する配慮	●	2
		(2) 労働者への能力開発・福利厚生支援等	●	2
	(3) 業者間における技術移転・教育的側面への提案	●	4	
	3 品質保証・点検等		11	
評価の視点	(1) 品質確保への取組 ※ 主要部分等の10年間保証は必須とする		4	
	① 品質保証についての具体的内容の提案	●	2	
	② 点検等についての具体的内容の提案	●	2	
	(2) 工事成績		6	
	① 過去5年間の江戸川区又は東京都発注工事の平均成績		3	
	② 過去5年間の今回工事に携わる監理技術者等の専任工事の平均成績		3	
(3) 工事に関する提案（安全対策等）	●	1		

7.5.2 評価の視点

評価項目	評価の視点
<p>地域社会への貢献</p> <p>・</p> <p>地域環境への配慮</p>	<p>地域住民にとって学校施設は単に教育の場というだけではなく、スポーツ、ボランティア活動など地域コミュニティの中核的な施設である。</p> <p>加えて、一たび震災などの災害が発生すれば避難施設としての機能も併せ持つ。災害発生時に避難施設としての機能を発揮させるためには、先ずは使用に耐えうるかの安全点検を行い、そのついで必要な応急措置や補修を行う必要がある。</p> <p>このことから、今回施工する学校や区内施設について、災害発生時に建設業者だからこそ担える施設の安全確認点検や復旧作業活動などについて、積極的な取組を期待し、その意思を確認するとともに、現場で点検・復旧活動に従事できる技術者や作業員の人員、重機や資機材の内容、並びに現場に駆けつけるまでの所要時間などを重要な評価項目とする。</p> <p>また、子どもたちに対する教育への貢献や地域ボランティア活動への取組状況、環境配慮への取組状況なども学校施設を施工する業者として、どのように社会的要請に応えることができるのかを確認するために評価項目とする。</p>
<p>地域経済の活性化</p>	<p>地域経済活性化は区民に最も身近な自治体である区に与えられた重要課題であり、活力ある区民生活には不可欠な要素である。</p> <p>小・中学校改築事業は20年以上継続する事業であり、地域経済の活性化につながる大きなチャンスである。区内建設業関係者の活用を積極的に誘導することは、地域産業の成長を促し、雇用の創出並びに安定、そして地域経済活動の増進につながるものである。</p> <p>このことから、区の支出する資金が実質的に地域経済活性化の糧となるように、元請、下請を通して区内事業者の比率を重要な評価項目とする。また、区内在住者の活用や従業員の能力向上等への取組についても、評価項目とする。</p>
<p>品質保証</p> <p>・</p> <p>点検等</p>	<p>改築された学校施設は今後少なくとも数十年はその機能を十分に保たなければならない。このため建築時だけでなく、長期間の使用を通しての高い品質が求められる。したがって、主要部分等の10年間品質保証は必須とし、それ以上の期間の保証並びに点検等についての提案を受け、これを重要な評価項目とする。</p> <p>また、施工業者及び配置予定技術者の過去工事の成績は、その建設業者の技術力を表す客観的で明解な指標であり、施工に対する真摯な姿勢を示すものであることから、重要な評価項目とする。</p> <p>さらに、学校施設としての工事上の安全対策や品質確保への積極的な創意工夫は、建設業者の建築物に対する愛着心や地域社会への貢献意欲の表れとして捉えて、評価項目とする。</p>

※ 落札者は、本件工事契約締結後、速やかに「●●学校災害時点検協定書（建築）」（別記様式 4-1）及び「●●学校品質保証書（10年間）」（別記様式 4-2）の締結が必須となります。

※ 評価項目の具体的指標については、評価申告書に記載してあります。

※ 価格評価点 50 点、社会的要請評価点 50 点、計 100 点を満点とします。

令和5年3月9日

江戸川区長 斉藤 猛 殿

江戸川区公契約審査会
会長 鈴木 孝男



答 申 書

令和5年3月9日付け、22総用送第439号で諮問のあった、令和5年3月公告予定の江戸川区立下鎌田地域統合小学校及び江戸川区立小岩第一中学校改築工事における落札者決定基準について、江戸川区公契約条例第30条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案 件 名	令和5年3月公告予定の江戸川区立下鎌田地域統合小学校及び江戸川区立小岩第一中学校改築工事における落札者決定基準
審議結果・ 答申内容	令和5年3月公告予定の江戸川区立下鎌田地域統合小学校及び江戸川区立小岩第一中学校改築工事における落札者決定基準の設定は、適切であると認めます。